

監事監査報告書

令和4年5月19日

学校法人 天理よろづ相談所学園
理事長 奥村秀弘様

学校法人 天理よろづ相談所学園

監事 山口昌之



監事 大川雅司



私たち天理よろづ相談所学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人天理よろづ相談所学園寄附行為第16条の規定に基づき、同法人の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に於ける学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行ないました。その結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、監査にあたり理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務その他の報告を聴取し、学校法人にとって重要な関係書類等を閲覧し、監査人である独立公認会計士から会計及び財産の状況について説明を聴取するとともに、監査室から内部監査の報告を受け、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べるにつき、必要な監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

監査の結果、学校法人天理よろづ相談所学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書（内訳表含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上